

家畜保健衛生所たより

令和2年度第9号 令和2年6月10日
山梨県西部家畜保健衛生所

～いのししを飼育されている皆様へ～

CSF蔓延防止のため、 家畜伝染病予防法の遵守をお願いします。

令和元年、山梨県内の養豚農家においてCSF(豚熱: 以前は「豚コレラ」と言わっていました)が発生しました。野生いのししでは現在でも発生が続いています。

CSFをはじめ、家畜伝染病の蔓延防止のため、すべての家畜の飼養者(いのししをペットとして1頭でも飼養する場合も含む)は、「家畜伝染病予防法」を遵守する義務があります。本県の畜産業を守るため、法の内容をよくご理解いただいたうえで適切に飼養してください。

「定期報告」の提出

いのししの飼養状況や衛生管理状況等について、年に1回、知事(家畜保健衛生所)への報告をお願いします(家畜伝染病予防法第12条の4)。

	6頭以上	5頭以下
定期報告書	○	○
チェックリスト	○	×
添付書類	○	×

定期報告書は、
いのししの飼養頭数に応じて、
提出する書類が違います。
(○は提出が必要、×は提出が不要)

「飼養衛生管理基準」の遵守

CSFや口蹄疫はいのしし、豚に共通する伝染病です。

CSFをはじめとした、家畜伝染病から本県の畜産業を守るため、家畜の飼養者(いのししを飼養している方も含む)に最低限守って頂く事項が法律で定められています(家畜伝染病予防法第12条の3)。

※飼養衛生管理基準のポイントは裏面を参照

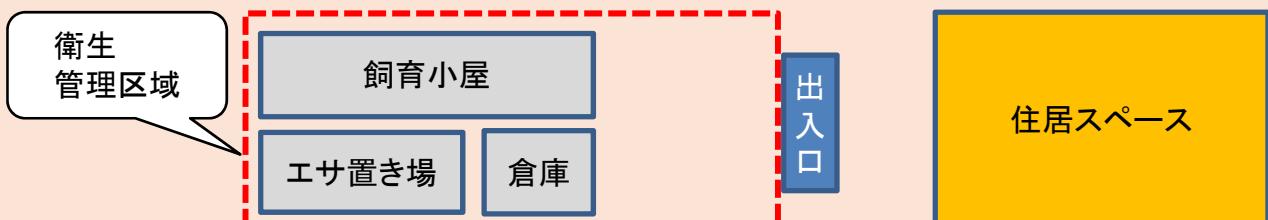
ワクチンの接種

野生いのししでの感染が継続的に認められる等、飼養衛生管理の徹底のみでは蔓延防止が困難と認められる場合(現在の本県)は予防的ワクチンの接種を行います(家畜伝染病予防法第6条)。

■飼養衛生管理基準のポイント

①衛生管理区域の設定

いのししの飼育に関連するもの(飼育小屋、エサ置き場、倉庫他)があるエリアを「**衛生管理区域**」として住居スペースとはっきり分けてください。



②専用の衣服・靴の使用

衛生管理区域には**専用の衣服・靴**を設置し、衛生管理区域に入る際は必ず着用してください(狩猟のときに着用した服を衛生管理区域で使用しないでください)。出入口には消石灰を散布して靴底を消毒してください。また、**手指の消毒**も行ってください。

③部外者の立ち入り禁止

衛生管理区域の入口に門や看板を設置し、**必要のない者を衛生管理区域内へ立ち入らせない**でください。また、ご自身も他のいのしし(豚)を飼養されている方の衛生管理区域に立ち入らないでください。

④飼育環境や車・器具の消毒

飼育小屋等の清掃や消毒を定期的に行うとともに、衛生管理区域に入りする

車や器具は洗浄・消毒を徹底してください。

⑤柵の設置

衛生管理区域内に野生動物が侵入しないように**外周柵を設置**してください。また、犬や猫等も衛生管理区域内に入れないでください。

⑥毎日の健康観察

いのししの**健康観察は毎日**行い、伝染性疾患を疑う症状(発熱・食欲不振・元気消失等)を発見した際は、速やかに家畜保健衛生所に連絡してください。

※上記は飼養衛生管理基準のポイントを示したものです。
詳細は家畜保健衛生所までお問い合わせください。

家畜の病気に関するお問合せは山梨県西部家畜保健衛生所まで

電話…0551-22-0771(平日) FAX…0551-22-6728

土日・休日・夜間の連絡は…090-5564-1018または090-5568-0817